

吸収分割にかかる事後開示書類

(会社法第791条第1項1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

2022年9月16日

株式会社ベクトル
株式会社 Starbank

2022年9月16日

吸収分割にかかる事後開示書類

分割会社	東京都港区赤坂四丁目15番1号 株式会社 Starbank 代表取締役 堀井 優
承継会社	東京都港区赤坂四丁目15番1号 株式会社ベクトル 代表取締役 西江 肇司

株式会社ベクトル（以下「ベクトル」といいます。）及び株式会社 Starbank（以下「Starbank」といいます。）は、2022年8月1日付吸収分割契約を締結し、Starbankを吸収分割会社、ベクトルを吸収分割承継会社として、StarbankのJOBTV事業に関して有する権利義務の一部を、2022年9月16日を効力発生日として、ベクトルに承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年9月16日

2. Starbankにおける会社法784条の2の規定による請求にかかる手続並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

Starbankの株主はベクトルのみのため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過

Starbank の株主はベクトルのみのため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過

Starbank は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過

Starbank は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 8 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. ベクトルにおける会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続き並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過

ベクトルは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 8 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本会社分割によりベクトルが Starbank から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ベクトルは、効力発生日である 2022 年 9 月 16 日をもって、Starbank から 2022 年 8 月 1 日付で締結した吸収分割契約書に定める Starbank の JOBTV 事業に関して有する権利義務の一部を引き継ぎました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 9 月 27 日（予定）

6. その他重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上